

2020年4月1日施行の改正労働者派遣法における、労働者派遣法第30条の4第1項の規定について、当社では労使協定方式を採用し、2024年3月31日付で当社事業所ごとに従業員代表との労使協定を更新、締結しました。

◇対象事業所

- ・東京（本社）
- ・川崎
- ・大阪
- ・愛媛

◇適用範囲

派遣先でソフトウェア開発及びシステム運用管理の業務に従事する従業員
※システム運用管理は東京事業所のみ

◇有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間